



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



スポーツの秋 町民ロードレース大会

2015. 11
No. 130

第3回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～15
議会日誌	P 16

定例会報告

平成27年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、9月4日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

9月14日に再開し、4名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、9月17日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第13号までの13件、意見案第1号、意見案第3号の2件は原案可決、認定第1号から認定第9号までの9件は認定議決、陳情第1号は不採択、意見案第2号、意見案第4号の2件は原案否決となりました。

《予算》

○平成27年度一般会計補正予算
岩内協会病院救急医療等事業補助金3千5百万円などを追加補正しました。

○平成27年度国民健康保険特別会計補正予算
国庫支出金超過交付返納金約1千9百万円などを追加補正しました。

○平成27年度介護保険特別会計補正予算
介護保険給付準備基金積立金1千5百万円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町個人情報保護条例の一部を改正する条例設定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町が保有する特定個人情報の適正な取扱いに係る措置を講ずるため、所要の改正をしました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定

地方税法等の一部改正に伴い、附則について所要の改正をしました。

○岩内町手数料条例の一部を改正する条例設定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○工事請負契約の締結

岩内西小学校原子力放射線防護対策建築主体工事に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内西小学校原子力放射線防護対策電気設備工事に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内西小学校原子力放射線防護対策機械設備工事に係る工事請負契約することを決めました。

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更

構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村職員退職手当組合理約の変更

構成団体の協議について議決しました。



教育委員 小澤るみ子氏に同意

《認定》

- 平成26年度一般会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度水道事業会計歳入歳出決算認定
 - 平成26年度下水道事業会計歳入歳出決算認定
- 平成26年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人事》

- 教育委員会委員の任命同意
小澤るみ子氏の任命に同意しました。

審議した陳情・意見書

- 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての陳情
不採択
 - 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
原案可決
 - 子供医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書
原案可決
 - 安全保障関連法案の即時撤回を求める意見書
原案否決
 - 生活保護費削減および住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書
原案否決
- 可決された意見書については関係省庁に送付しました。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

一般質問 (要約)

9月14日、15日 4名の議員による一般質問が行われました。

佐藤和嘉議員 (志政クラブ)

人口減少問題について

■質問■

人口の減少問題は、言うまでもなく経済・財政・医療・福祉・教育など、あらゆる分野に影響を及ぼすもので、これについての対策は避けて通れない喫緊の課題と考える。

1. 岩内町は将来の消滅自治体と名指しする乱暴な意見もある中で、この深刻な人口減少問題に対する見解は。

2. 地方再生に向けた地方版総合戦略について、その進捗状況は。

3. 各自自治体のやる気を試されているような地方創生事業に伴う「地方創生交付金」について、随分期待を持たせていたが、その交付金が事業費の半分に決まったようである。意欲を削がれる気

分になるが、この「地方創生交付金」に対する見解は。

■町長■

1. 少子高齢化・人口減少が進むことにより、労働力不足等から、地域経済や社会の活力が低下し、さらには年金・医療・介護などの社会保障制度にも、深刻な影響を及ぼすものと考えており、自治体の維持・存続に係る重要課題であると認識。国では昨年11月に成立した、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、12月には地方創生を推進するための「総合戦略」を策定し、全国の自治体に対しても、平成27年度中に「地方版総合戦略」を策定するよう求めてきた。人口流出の抑制対策や雇用の確保などについ

て、各方面からご意見を伺い、今年度中に策定する「地方版総合戦略」における各種の施策を推進していく。

2. 地方版総合戦略を策定するにあたっては、地域の特色や地域資源を生かした施策および住民に身近な施策を幅広く盛り込み、実施することが重要と考え、様々な意見を聞き、調査・検討を行うため、産業・行政・教育・金融・労働関係や一般公募により選出された10名の委員で構成する「岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を設立し、第1回目の委員会を8月26日に開催した。

この委員会では、岩内町の人口概観やアンケート調査、スケジュール等

の検討を頂き、今後、3回程度、推進委員会を開催し、将来人口の推計と目標人口、町内の経済や雇用、結婚観や子育て、仕事と生活の調和、就労

に関するヒアリング調査や住民アンケート調査などを実施し、幅広い意見を伺いながら、平成28年3月までに岩内町総合戦略を策定し、公表する。

3. 本年8月4日に、国のまち・ひと・しごと創生本部において、「地方創生の深化のための新型交付金」の創設等に取り組むとした統一的な方針が決定されている。

この新型交付金は、具体的な成果目標とPDC Aサイクルの確立のもと、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取り組みに支援するほ

か、地方創生と密接に関連した先駆的な取り組みとなる公共事業関係費及び施設整備費も対象とされた交付金とのことである。

この新型交付金に係る内閣府の平成28年度予算要求・要望では、1,080億円、事業費の2分の1の交付金である。

また、この新型交付金とは別枠で、各省庁による地方創生に関する総合戦略等を踏まえた個別施策に対応するため、新年度の当初概算要求に7,763億円を盛り込むほか、国の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円を計上し、地方交付税において算定されているところである。

いずれにしても、この新型交付金については、



企業誘致について

今後、詳細な部分が明らかになると思うので、引き続き、国の動向に注視するとともに、地方自治

体が着実に執行できるような地方財政の軽減措置を、確実に講じて頂きたいと考えている。

■質問■

地域における経済の活性化と流出する人材の受け皿づくり、産業の振興は重要な政策であり、企業誘致は雇用を含め人口増の即効薬になり得る最も効果的な対策である。

1. 企業誘致成功の力ギは、誠意を尽くし粘り強い訪問で信頼を得、さらにトップセールスによる意欲と行動力を示すこと。

企業誘致担当の現在のこの体制で、「企業立地の促進や雇用の創出が図られる取り組み」が可能と考えているのか。

2. 過去5年間の企業訪問の実績は。

3. 10年以上企業立地

がない中で、クリアしなければならぬ困難な課題もあるが、これからの立地企業に土地や深層水の無償提供など、大胆な政策の展開を考えては。

■町長■

1. 現在、地場産業サポートセンター所長が企画産業課課長・企業誘致担当を、また、企画産業課主事1名が地場産業サポートセンター主事を、それぞれ兼務として配置している。この配置については、地域資源である深層水を活用した企業立地も期待する中で、効果的な体制と考えており、深層水の活用を前向きに検討したいとの意向や工業団地への深層水を活用した工場立地に向けた具体的な問い合わせがある

など、徐々にではあるが効果を上げつつあるものと考えており、現体制の中で一層の効果が現れるよう、引き続き取り組んでいきたい。

2. 過去5年間の企業訪問の実績は、企業向け各種イベントやセミナーなど、地域情報の発信や民間需要の収集を目的に面談した企業数も含めると平成23年度は、道内

が21回103社、道外が11回29社。平成24年度は、道内が27回96社、道外が9回44社。平成25年度は、道内が32回191社、道外が11回126社。平成26年度は、道内が9回94社、道外が4回26社。平成27年度は、9月4日現在、道内が25回48社、道外が1回4社となっている。

3. 工業団地へは、新たに、既存の進出企業より太陽光発電事業用地として借地申し込みがあり、10月の発電開始に向け、現在、工事が進められている。

また、工業団地や深層水の無償提供については、既存企業との公平性、特に土地については、町全体の固定資産価値への影響を及ぼす問題でもあり、慎重に対応する必要があると考えている。今後も、工業団地や深層水などの様々な地域資源、北海道横断自動車道や北海道新幹線といった周辺環境の整備状況などもPRしながら、企業訪問等に引き続き粘り強く取り組んでいきたいと考えている。

■再質問■

深層水を活用した企業立地も期待し、効果的な体制と云うが、私には信じられない。再答弁を。

■町長■

現在の配置体制については、深層水のPRと一体的に行動できる効果的な体制と考えており、徐々に、効果も上げつつあることから、現体制の中で効果が図られるよう、鋭意取り組んでいきたいと考えている。

■再々質問■

効果を上げつつあるとのことだが、認識の違いを感じる。もう一度答弁を。

■町長■

現在の配置体制については、深層水のPRと一体的に行動できる効果的な体制と考えており、深

深層水事業について

層水の活用を前向きに検討したいとの意向や工業団地への深層水を活用した工場立地に向けた具体的な問い合わせがあるなど、徐々に効果も上げつつあることから、現体制の中で効果が図られるよう、鋭意取り組んでいきたいと考えている。

■質問■

1. 深層水事業は、地場産業サポートセンターが分水施設として供用開始してから10年が経過した。

過去5年間の深層水の利用量と金額、利用商品の数。それらの推移についての要因は。

2. 過去5年間の深層水の利活用に関する試験研究の内容と成果は。商品化に至ったものは。

3. 深層水事業の収支バランスや費用対効果の今後の展望の見解は。第三者機関による評価と検証、提言等の必要性についての見解は。

3. 過去5年間の深層水まつりに訪れた人は。町外の割合は。町外向けの宣伝、集客の工夫は。

4. 深層水の取水・送水・分水施設の今後10年間の修繕や更新の内容と費用は。

5. 深層水事業の収支バランスや費用対効果の今後の展望の見解は。第三者機関による評価と検証、提言等の必要性についての見解は。

■町長■

1. 過去5年間の深層水利用状況とそれらの推移は、平成22年度は、利用水量611万リットル、使用料391万円、利用商品数76件
平成23年度は、利用水量587万リットル、使用料370万円、利用商品数80件
平成24年度は、利用水量585万リットル、使用料374万円、利用商品数82件
平成25年度は、利用水量617万リットル、使用料392万円、利用商品数86件
平成26年度は、利用水量592万リットル、使用料377万円、利用商品数92件

2. これまで、深層水利用の拡大を目的として、数の子の製造試験及びコンブの種苗生産・育成試験を平成22年度から3年間、商品価値の低い魚介類を活用した発酵食品開発試験を平成23年度から3年間、また、ニシン加熱加工品開発試験を平成25年度から、地場産品を活用したお菓子開発試験を平成26年度から行っている。

アンケート調査を実施した結果では、町内7割、町外3割となっている。まつりのPR方法は、町ホームページへの掲載、道の駅いわないパークレットの配布、町内の観光施設におけるポスター掲示のほか、岩宇4町村にチラシの新聞折り込みを実施している。

4. 深層水施設を、「取水・送水関係」、「脱塩関係」、「販売関係」、「地場産業サポートセンター本体」の大きく4つに分けると、区分けごとの10年間の合計見込み額は、「取水・送水関係」で、約1,400万円、「脱塩関係」で、約3,100万円、「販売関係」で、約3,800万円、「地場産業サポートセンター本体」で、約500万円、合計で約8,800万円の見込みとなっている。

3. 来場者数は、平成22年度は、大雨により中止、平成23年度は、1,000人。
平成24年度は、1,000人、平成25年度は、1,200人、平成26年度は、1,700人であり、町外から訪れた人の割合は、平成26年度

5. これまで普及が進んでいなかった農業・酪農分野での試験活用促進を目的に深層水サンプルの運搬、牛への深層水効

果実証試験を実施しているほか、既存の利用分野においても、新商品の開発など深層水の普及拡大に向けた各種の取り組みを継続し、会計の健全化を図られるよう引き続き取り組んでいきたい。
また、第三者機関による評価検証については、今年度、専門家による経営診断を実施する予定であり、これまでの投資に見合う効果が得られるよう専門家の意見を伺いながら、地域資源である深層水を町の産業振興に役立つものにしていきたい。

空き家対策について

■質問■

1. 市町村の権限が大幅に強化された「空き家対策特別措置法」が施行されて3ヶ月が過ぎた。

空き家が増えており、倒壊の恐れのある家屋や持ち主不在の廃屋など現況を把握していると思うが、町長の認識は。

2. 空き家は何戸で、空き家率は。

3. 空き家の解体費用を補助する制度を導入している自治体が増えているが、岩内町もこのような制度の創設を考えられないか。

4. 空き家情報を提供する「空き家バンク」を運営する自治体が増えており、道も開設することだが、岩内町で開設する考えは。

5. 全道、後志管内での「空き家バンク」の開設状況は。

■町長■

1. 2. 町では、空き家等は個人の財産であり、所有者などが適正に管理・処分するべきであるとの考え方を基本として、防災担当と建築担当が連携し、事案の解決に向けた取り組みを進めている。また、本年2月26日に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたが、町では、町民の生命・身体・財産の保護と生活環境の保全、空き家等の活用などを目的として、今年度において、臨時職員や業務委託による町内の該当家屋の状況把握調査を行い、対象家屋のデータベース化や、活用可能な家屋の空き家バンクへの登録などへ繋げていく。今後この調査事業の進捗



により、町の空き家戸数と空き家率等を含む実態を把握できる。

3. 空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、危険家屋などと判断された特定空き家の所有者に対し、固定資産税等の住宅用地特例の対象から該当する土地を除く外するなどの、強力な権限が市町村長に与えられている。このような立法の趣旨からも、空き家等は個人の財産であり、所有者などが適切に管理・処分するべきであると認識しており、現段階において、空き家の解体費用を補助する制度の創設は考えていないが、特定空き家の解消を促進し、周辺環境の保全による町民の安全・安心な生活環境の確保を図る観点から、空き家対策の措置を講じている先進自治体から情報を収集するとともに、管内の自治体の動向を注視していく。

4. 5. 現在、空き家バンクを開設している道の自治体は71市町村。後志管内においては、平成23年度に、しりべし空き家バンク協議会が発足し、現在では積丹町と赤井川村を除く18市町村が加盟している。この協議会は、北海道および建築や不動産の専門家で構成されている官民が連携した協議会であり、道内でも先駆けとなる空き家バンクである。本町も空き家対策の一環として発足

当時から加盟し、これまでも3件の成約があるなど、一定の成果をあげていることから、今後もしりべし空き家バンク協議会において、関係機関と連携し、空き家の解消に向けて取り組む。

役場の管理体制について

■質問■

1. 旧庁舎は時代物の建物だったが、出入り自由で職員への対応にも温かみがあったが、立派な庁舎になり逆に入りづらくなった。冷たさを感じる。職員と住民との意識にギャップを感じるという方が多くなっている。

「協働のまちづくり」を掲げている中、今の対応で住民との信頼関係を醸成できると考えているのか。役場はサービス業であり、町民の皆さんに不愉快な思いをさせるのでは本末転倒である。

職員の職場スペースの入り口に立て看板を置いて、人的圧迫感による壁を作ったことの意図するところは何か。

2. いつまでこのような対応を続けるのか、町長の見解を。

■町長■

1. 新庁舎では、「誰もが利用しやすい庁舎」「機能性・効率性を重視した庁舎」を目指し、窓口の1階集約化、プライバシー保護のための衝立パネル設置、ユニバーサルデザインの採用、執務室のオープンフロア構成及び情報セキュリティ強化などを実施している。

特に、職員の机上で日々取り扱われる重要な住民情報や電子データを守るため、立入制限の看板及び衝立を設置し、エリア分けを明確にした上で、執務スペースへの立ち入りを制限している。職員に声を掛けにくいとの意見も承知しており、職員各々の気づきと声掛けの徹底に一層努める。

■再質問■

2. 新庁舎の庁舎管理ルールの見直しは、1年間かけて点検し、改善を要する事項は新年度予算措置も踏まえ取り組んでいく。

なお、入室制限の看板や衝立の設置には賛否あると思うが、重要な住民情報を守るためのセキュリティ対策、オープンフロアでの機能維持の観点から、現行の基本ルールを維持すべきと考える。

職員の対応は、窓口カウンターの1階相談コーナー、2階待合スペースなどを最大限活用し、町民の立場に立った誠意ある接客を心掛け、壁や制限を感じさせないよう引き続き対応する。

町民の立場に立った接客等で、壁や制限を感じさせない対応をすることだが、町民の目線と違う。再答弁を。

■町長■

重要な住民情報を守るため、セキュリティ対策、オープンフロアの機能維持に努めることが自治体の責務であると認識している。

執務スペースの立入制限の一方で、町民との打合せに必要な共有スペースを十分に確保しており、今後も現行の基本ルールを維持すべきと考える。

■再々質問■

打合せスペース等を確保すれば良いというものではない。目線のずれを感じざるを得ない。もう一度見解を。

■町長■

来庁者対応では、窓口カウンター、打合せスペース等で要件に応じ適切に対応しており、執務スペースに入室できないことで不便を掛けられないよう努める。

大田 勤 議員（日本共産党議員団）

泊原子力発電所再稼働に ついての町長の姿勢は



■質問■

再稼働前、安倍首相は「世界で最も厳しい規制基準をクリアした」と規制委が判断した原発は、再稼働を進めて行くのが政府の方針」と主張。

しかし、この規制委員会田中俊一委員長は「審査が安全を保障するものではない」「基準の適合性は見えていますけれども、安全だということには私は申し上げません」と。

また、宮沢経産相は「事業者が規制委の許可を得て、最終判断をし再稼働に至る、政治的な判断の余地はない」菅官房長官は「稼働の責任は、第一議的に事業者にある」と明言。

1. 事業当事者に再稼働の判断を求めたことに

ついて町はどのように考えるのか。

2. 8月25日、原特委で町長は「規制委員会の審査を受けて再稼働に進んだ原発は安全・安心に運転してほしい」と答弁し再稼働容認の態度表明をしたが、「事業者の判断で安全」であれば再稼働出来ると考えているのか。

3. 町長は再稼働に対する判断を原特委で求められ「原発の再稼働については、各種安全対策について現在原子力規制委員会において厳正な審議をされている」「国が判断する事、規制委員会が審査している」など自らの意見を述べず、国の判断を注視すると答弁して

いるが、無責任な国の責任のなすり合いで理論的よりどころにしていた国の判断を望む事は出来ず泊発電所の再稼働について自ら判断しなければならぬと思うがいかがか。

それとも事業者である北電の判断で再稼働を受け入れるのか。

4. 避難時の防護措置の判断として、緊急時モニタリングによる実測値で判断するという事はPAZの全面緊急事態は敷地境界の空間放射線線量率が $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、UPZの避難基準は $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ と防護措置で示されている。実測値での判断とは被爆が前提となり迅速かつ的確な応急対策では防災計画の目的で

ある「住民などの安全を図る事」になっていないと思うがいかがか。

5. 「規制委員会の審査はあくまで技術的な点検で安全審査ではない、避難計画の妥当性や実効性についても規制委が審査する仕組みもなく評価するという立場にはない」となれば誰が責任を取るのか。住民の暮らしと命を守る町長はこれでも「安心安全に運転してほしい」と言いつつもりなのか。

堅固な格納容器に収納されていない使用済みピットの核燃料が危機的状況に陥ると指摘されてもその対策も取らない泊原発の再稼働などあり得ない。危険な原発を廃炉にすべきと思うが。

■町長■

1. 原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会において新規規制基準に適合すると認められたことから、所要の手続きを経て、再稼働に至ったものと承知しているところである。

2. 原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会において審査する、世界でもっとも厳しいレベルの規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、国の「規制基準に適合すると認められた原発の再稼働を進める」という方針のもと、所要の手続きを経て再稼働に至るものと考えている。

3. 泊発電所については、現在も、原子力規制委員会において、新規規制基準への適合性審査が継続中であり、泊発電所の再稼働については、予断をもってお答えする段階ではないものと考えている。

4. 施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、予防的な防護措置を講じるため、UPZでは、全面緊急事態で屋内退避を実施し、緊急時モニタリングの空間線量率により避難をする。

これらの防護措置の実施により、住民に対する放射線の影響を最小限に抑える。

5. 原子力発電所の再稼働については、国の「規制委員会の判断を尊重し、規制基準に適合すると認められた原発の再稼働を進める」という方針のもと、所用の手続きを経て、再稼働に至るものと考えているが、泊発電所については、現在も原子力規制委員会におい

て、新規制基準への適合性審査が継続中であり、予断をもってお答えする段階ではないものと考えている。

原子力発電所の廃炉については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えている。

■再質問■

「国は事業者の判断」「政治的な判断の余地はない」と明言している。町長がよりどころにしている国は、「判断は第一義的に事業者」としてのことから質問の「北電の判断で再稼働を受け入れるのか」に答えていない。答弁を求めめる。

■町長■

原子力発電所の再稼働については、国の「規制委員会の判断を尊重し、規制基準に適合すると認められた原発の再稼働を進める」という方針のもと、所用の手続きを経て、再稼働に至るものと

考えているが、泊発電所については、現在も原子力規制委員会において、新規制基準への適合性審査が継続中であり、予断をもってお答えする段階ではないものと考えている。

■再々質問■

「国は事業者が判断」と言っているのに「再稼働は規制委の判断」は何度も同じことを繰り返しているだけで、町民に責任を持つ町長は、自分の言葉で再稼働の判断について言及すべきではないのか。

■町長■

泊発電所については、現在も原子力規制委員会において、新規制基準への適合性審査が継続中であり、予断をもってお答えする段階ではないものと考えている。

マイナンバー制度への町の対応について

■質問■

今年10月「通知カード」が郵送され、その後この「通知カード」と申請書で町に申し込む（希望者のみ）と、2016年1月から「個人番号カード」が交付されることになっている。

しかし、年金情報流失問題があり、不安や心配の声が上がっているが、政府はこの制度の利用範囲を拡大する方針。

1. マイナンバー制度での不正取得、偽造、なりすまし等への防止策はどのようなのか。

2. 「情報は流出する」を大前提にして、自治体を含め個人情報管理している機関を監視するシステムは必要であり、それを担う組織はあるか。

3. 「マイナポータル」は、ICカードとパスワードで誰でも閲覧できるので、個人情報の流出経路として危惧されないか。

■町長■

1. 個人番号カードでは、顔写真による本人確認、アクセス権限の制限、ICチップ内の読み取りや解析ができない仕組みとし、偽造防止対策として、レーザー光による刻印、複雑な地紋印刷、マイクロ文字等のセキュリティ加工が施される。通知カードでは、複写防止の用紙、陰影のある透かしと、複雑な地紋印刷、マイクロ文字等の加工などが施される。

4. 町のこの制度の維持管理の予算額は、国の補助金割合は。また、中小の事業者への施策はあるか。

5. 警察や公安へはマイナンバーを含む個人情報の提供ができることになっていて、この制度は基本的な人権を侵害するものではないか。

6. 危険なマイナンバー制度を導入せず、町民の利便性を高めるために知恵と労力を傾けるべきではないか。

を講ずることになっている。

3. マイナポータルの運用は、個人番号カード交付の際に、窓口での本人確認及びパスワードを登録し、個人番号カード内の電子情報と組み合わせる本人確認を行う公的個人認証制度が採用され、なりすまし防止や、セキュリティ強化を重視した制度設計であると認識している。

仮にカードの紛失や、パスワード漏洩の場合にも、地方公共団体情報システム機構が開設するコールセンターに個人番号カードの停止申請を行うことで、個人情報の流出を防ぐことができると、国から説明を受けている。

4. マイナンバー制度の運営費用は、各種システム整備、改修費、中間サーバー導入費などの初期費用は国庫補助金及び地方交付税で措置されることになっているが、今後の維持管理費に関する

2. 平成26年1月に第三者機関である特定個人情報保護委員会が設置され、監視・監督や特定個人情報保護評価業務を実施するなど、必要な措置

4. マイナンバー制度の運営費用は、各種システム整備、改修費、中間サーバー導入費などの初期費用は国庫補助金及び地方交付税で措置されることになっているが、今後の維持管理費に関する

具体的な情報は国から示されていない。

中小事業者に対する町の施策は、特定個人情報を取り扱う事業者は、給与支払調書、各種法定調書、被保険者資格取得届などに従業員の個人番号を記載し、各行政機関に提出することになるが、これら事業者の安全管理に対する施策は、国の責務で行われるべきと考える。

5. 番号法第19条第12号における個人情報除外規定は、刑事訴訟法などのほか、情報公開や個人情報保護制度においても国民の生命や財産を保護する観点で利用や提供が認められており、基本的な人権の侵害にはあたらないものと認識している。

6. マイナンバー制度は、国民の利便性の向上と行政事務の効率化を目指すため、国の法律に基づき全国で実施されるもので、町としても、情報流出に対する不安解消や

開始時の混乱防止などに努め、制度面やシステム面での安心・安全な仕組みを取り入れ、町民の利便性向上のため適切に対応していく。

福祉灯油支給要件の拡大・緩和について

■質問■

1. 生活保護世帯を支給対象者に他町村では入っていますが岩内町ではなぜ対象外としているのか。冬場の生活を支える支援策として対象外とはせず支給世帯要件に加えるべきではないのか。

2. 生活保護基準額が削減されたことなどを十分考慮して、生活に困難を抱えて暮らしている高齢者や母子・父子世帯、傷病世帯、障害者等を支援する福祉灯油施策として、生活保護世帯は対象外ではなく検討する時期と思うが。

3. 65歳以上の支給要件の収入基準が世帯人数で規定していますが高齢者世帯は、1人世帯または高齢者夫婦世帯とも、生活実態として消費する灯油数量に大きく変わりはなく、更に年齢によっても大きく変わることがなく、高齢者複数人世帯を収入基準額に見直すべきではないのか。

5. 老後の生活を支える年金支給額が毎年減額されていることから公租公課の対象に入れない、遺族年金等を受給していることにより支給に制限を受けている世帯についても、福祉灯油実施初期の要件に戻し支給対象とするべきではないのか。

■町長■

1. 2. 両制度には趣旨や目的の違い等があり、国の制度との重複支給や生活保護受給者ではない方々との公平性を欠く恐れもあるため、生活保護世帯を支給対象とすることは想定していない。

4. 国保の申請書で公租公課の対象とならない障害又は遺族に係る年金、恩給等、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当、児童扶養手当等、災害弔慰金などを収入から除くのはどのような理由からか。

3. 1人世帯の基準額を複数人世帯と同額とした場合、町民税の課税者を対象に含めることになり、低所得者支援という本制度の趣旨から逸脱するため、基準の見直しは考えていない。

4. 国民健康保険法施行令及び同法施行規則の中に、非課税所得を含めない旨の規定が置かれている。

5. 同じ収入額であっても、受給する年金の種類によって、本制度への該当の有無が左右される不公平さを解消するため、遺族年金等も世帯の収入額に含めることにしたものであり、これにより、公正・公平性を保ち得ると考えている。

■再質問■

厚生労働省は2007年12月、日本共産党の高橋千鶴子衆院議員質問に対し、生活保護世帯も「福祉灯油」助成の対象に含めると答えている。

1. 厚労省は、都道府県・指定都市・中核市の生活保護担当課あてに、「地方公共団体が実施する灯油購入費助成の生活保護法上の取扱いについて」の事務連絡を出しているが、町はこうした連絡を受けてどのように対応してきたのか。

2. 事務連絡で、「福祉灯油助成については、収入として認定しないことを確認。さらに、生活保護法による保護の実施要領では、収入認定されない助成額の限度は8,000円となっているが、「福祉灯油」については、8,000円を超えても機械的に収入認定するようなことはせず、柔軟に扱うとしている。こうした内容は了解していたのか。

3. 支給対象に保護世帯を入れ、厳しい冬場の生活を応援すべきではないのか。

■町長■

1. この事務連絡の通知は、実施主体である北海道宛であり、町に対する連絡については確認できていない。

2. 1項めと同様、現状では確認できておらず、内容は了解していない。

町の水道事業について

3. 福祉灯油助成事業については、町の重要な福祉施策として位置づけられており、実施に当たっては、他の福祉施策も併せながら、公正、公平性を重視した事業実施に努めていく。

■再々質問■

行政のプ口が事業を実施するとき、他町村の動きも慎重に研鑽し、事業化するもので、もし本当なら、大変遺憾としか言いようがない。

厳しい冬を切り詰め、辛抱して乗り越えて来ているが、本来受けられる世帯の支給を実行しなかつた事を町として深刻に受け止めるべきである。

国の事務連絡に沿って事業を進めるよう考えていくべきではないか。

■町長■

国の事務連絡については、北海道に照会し、改めて内容の確認をする。福祉灯油助成事業については、これまで同様取り組んでいく。

■質問■

公営企業として安全・安心で安定供給に努めると同時に、健全経営が求められるが、低廉で公平感のある料金体系が必要。

1. 平成26年度では約540万円の純損失となっているが、以前に一般会計へ1億円貸した経緯があり、その剰余金のもとは。

2. 給水による収納率は前年度比で0.5%減、滞納繰越分の収納率も2.1%減の原因は。

3. 過去3年間で滞納世帯の1ヶ月の使用水量と世帯数は。

4. 1ヶ月の使用水量を2トンきざみで世帯数を見ると、季節を問わず4.5トンから6トンの世帯が最も多く、0トンから10トンの世帯数は約

57%を占めているので、町は基本水量を10トンと

しているが、町民が納得できる対応が必要で、基本水量を見直し、料金の適正化が求められているが。

5. 生活保護世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、一人親世帯などへの減免が必要ではないか。

水道水を使いゴミの減量やりサイクルに取り組んでいるので、水道料金を見直し、改善すること、大きな後押しにならないか。

■町長■

1. 公営企業会計における当年度未処分利益剰余金は、当該事業年度末における繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額に当該事業年度の純利益又は純損失の金額を加減した額であり、水道事業の内部留保資金として蓄積さ

れているものである。

2. 水道料金の未納者に対し、督促状の発付のほか、未納が長期間となった場合には催告書を送付するとともに、滞納者には戸別訪問により納付相談などを行い、納付へ導くよう努めているところである。

個々の支払い方法の差などにより、現年度分と過年度分の納付額に差が生じ、収納率に多少の変動があったものと考えている。しかしながら、ここ数年の収納率全体の推移としては、大きな変動はないもと考えており、

今後水道使用者における不公平感が生じないようにするため収納率向上に向けた取り組みを強化していく。

3. 滞納がある世帯は187世帯で、過去3年間を平均した1ヶ月の使

用水量は11・6トンである。

4. 5. 水道料金は、給水サービスの対価であり、出来るだけ安価で公平でなければならぬとともに、合理的な給水需要予測とこれに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営のもとにおける適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要な資本費用を加えて算定するものである。町で

定める基本水量は1ヶ月当たり10トンとしているが、これは、基本料金に一定の水量を付与するもので、付与された範囲内の水を自由使用することにより公衆衛生の向上に寄与しようとする趣旨である。したがって、使用者全体の半数以上が1ヶ月10トン以内の使用水量であることや、平均使用水量が11トンである現状では、仮に、使用水量の少ない世帯を基準とした場合、使用水量の多い世帯の負担が増加する結果となり、使用水量の少な

い世帯と相反する不公平感が生じることとなることから、使用者全体における公平性を保つためにも、現状では10トンが妥当であると判断している。

また、水道事業においては、事業開始からおよそ40年が経過し、今後においても水道ビジョンに基づき老朽化・耐震化への対策のため、配水管等の改修が必要であり、それらに対し、多くの費用が必要になるものと考えている。さらには、中・長期的視点のもと、利用者全体に対し、将来にわたり、安全・安心な水を供給するため、水道施設を良好な状態に維持していかねければならないことから、公営企業として、健全な運営が強く求められるところである。これらのことを総合的に勘案すると基本水量を含めた料金の見直しや、生活保護世帯等に対する水道料金の減免については、取り組めないものと判断している。

谷口雅史議員（公明党）

わが町における緊急避難 住宅の整備について



■質問■

全国では、予想をはるかに超えた災害が発生している。

本町では、幸いにもこのような災害は発生していない。他町村では、町や村のすばらしさを体験してもらったため、体験住宅を常設されている。

わが町でも緊急避難仮設住宅としての体験住宅が必要と思うが、

1. 防災用にも併用可能な体験住宅の必要性について、町長の所見は、

2. 岩内町には緊急避難する住宅は、

■町長■
1. 体験住宅は、寝具や家具、電化製品などの日常生活用品が完備され、誰もが気軽に移住体験できるもので、直ぐに入居できる利点から、災害時の緊急避難住宅として活用されている事例は承知しているが、確保する住宅数に限りがあり、避難が長期化した場合の移住施策への影響などの課題もある。

2. 整備の必要性は、「岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」の中でも、移住促進や空き家の有効利用などの観点から議論されると考えており、こうした意見などを注視していく。

3. 町の地域防災計画で、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を含め、多様な避難所の確保に努めるとされており、緊急的な対応としては、被災者の親類宅や、公共施設へ避難をし、その後、被災者の意向を確認しながら、公営住宅の確保や民間賃貸住宅の斡旋などに努めている。

生活必需品は、一部、日本赤十字社から提供はあるが、被災者の方が確保することを基本とし、確保が困難な場合は、町としても支援している。

町が管理する専用の緊急避難住宅は確保されていないが、安心・安全に避難できる体制の構築と緊急避難所の機能強化、住民ニーズにあった防災備蓄品の確保など、今後にもより一層の防災力強化に努める。

西部地域の振興及び公共 施設の整備について

■質問■

西部地域の住民の皆さんからは、西部地域は取り残されている感じがすると伺っている。

また、集会所の建て替えや投票所や災害時避難所として使える施設をぜひ建設してほしいと住民相談も受けているが、

1. 西部地域の振興についての町長の考えは、

2. 西部地域の集会所の建設計画は、

3. 公営住宅ストック計画の中に西部地域の団地建設の計画は、

■町長■

1. まちづくりの基本方針を定める中においては、地域を限定しての施策の展開は難しく、これまで、地域住民や議会等での意見・要望をいただきながら、下水道整備

と連動した国道の整備、越波対策などの促進が図られるよう取り組んできた。今後も、現在策定を進めている「地方版総合戦略」や総合計画の実施計画である過疎地域自立促進市町村計画等において、西部地域も含めた町全体における生活環境整備等について、引き続き検討する。

2. 西部地区の島野地区集会所と敷島内集会所は老朽化が著しく、快適な利用が難しい。集会所は、地域住民の連携を深める活動の拠点施設で、地域の皆さんより整備の要望が寄せられていることから、関係町内会・自治会と協議を重ねてきた。こうした中で、意見調整を図りながら整理し、現時点では「西部地区に集会所1ヶ所を整備する」という方向で意見集約がほぼ整いつつある。したがって、町としては、財源などの課題があるものの、地区振興のため、できるだけ早く建設に着手できるように取り進めていく。

佐藤 英 行 議員（無所属）

共和高校の 募集停止について



■質 問■

北海道教育委員会は、高校配置計画において後志学区では、平成28年度小樽商業高校商業科が一間口減、平成29年度には岩内高校普通科で単位制の導入、そして共和高校が募集停止としている。岩内町において中学生の進路として影響があると思われる共和高校の募集停止について、

3. 共和高校の募集停止により子供たちにはどのような影響があるのか、それへの対処は考えられているのか。

4. 岩内高校への進学者数はどのような予測をしているのか。

5. 共和高校が募集停止に関する町長の見解は。

■教育長■

1. 第一中学校の平成25年3月の卒業生は73名で、岩内高校53名、共和高校5名、その他の高校15名、平成26年3月の卒業生は60名で、岩内高校47名、共和高校3名、その他の高校に10名、平成27年3月の卒業生は45名で、岩内高校27名、共和

2. 共和高校の定数に對しての入学数、そのうち岩内町から何人進学しているのか（過去5年）。

高校3名、その他の高校14名、家事手伝い1名。第二中学校の平成25年3月の卒業生は54名で、岩内高校39名、共和高校2名、その他の高校12名、就職者1名、平成26年3月の卒業生は55名で、岩内高校38名、その他の高校に17名、平成27年3月の卒業生は52名で、岩内高校38名、その他の高校12名、就職者2名。

2. 共和高校の定数は、過去5年間とも40名で、平成23年の入学者は16名で、岩内町から10名、平成24年は17名で、岩内町から10名、平成25年は15名で、岩内町から7名、平成26年は8名で、岩内町から3名、平成27年は15名で、岩内町から3名。

3. 進学する学校の選択肢が減少することや、学力的な問題・人間関係に悩みを抱えている生徒の進路について少なからず影響があると考えられる。各中学校との連携を強化し、柔軟な進路指導及び教育相談について、これまで以上に強化するよう努める。

4. 近年の岩内高校における欠員の状況及び生徒の進路の動向を推察しますと、現行の定員内で対応できるものと考えている。

4. 近年の岩内高校における欠員の状況及び生徒の進路に影響があるとして、柔軟な進路指導及び教育相談についての強化をすとしてしているが具体的な計画は。

■町 長■

5. 高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することの基本として、北海道教育委員会が策定した、公立高等学校

配置計画により、昨年9月に決定した事項であり、募集停止後の計画に關しては、選択肢の減少による影響は少なからずあるものの、北海道教育委員会が総合的に勘案し、決定されたものと考えている。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、共和高校の募集停止は平成29年度であることから、現在も実施している生徒一人一人の個性に合ったきめ細やかな進路相談や、高校卒業後の将来を見据えた教育相談の充実を図りながら、進路に向けたより多くの情報を収集し、適切な進路指導及び教育相談の内容について、各関係機関と連携する。

■再質問■

学力的な問題や人間関係に悩みを抱えている生徒の進路に影響があるとして、柔軟な進路指導及び教育相談についての強化をすとしてしているが具体的な計画は。

■教育長■

共和高校が募集停止となることは、地元の子供や保護者にとつて先ほど申し上げたとおり、少なからず影響を与えること

泊原子力発電所の

原子力防災について

■質 問■

原子力災害対策指針の改正に伴う修正でSPE E D I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による拡散予測計算結果を活用せず、緊急時モニタリングによる実測値によって、避難時の防護措置の判断をすることであるが、被曝を避ける観点から、

1. 警戒事態を判断するE A L 1、施設敷地緊急事態を判断するE A L 2、全面緊急事態を判断するE A L 3について、各々役場職員がしなければならぬ業務は何か、またどのくらいの被曝が考えられるのか。

2. O I L（運用上の介入基準）と防護措置について、O I Lの各基準の種類ごとの役場職員がしなければならぬ業務は何か。またどのくらいの

の被曝が考えられるのか。

3. 被曝をどのように避けるのか。

■町 長■

1. E A L 1では、第1非常配備体制をとり、関係する部署の人員で情報収集、通報連絡を行い、警戒本部の設置に移行できる体制をとる。

E A L 2では、第2非常配備体制をとり、災害応急対策に関する部署の人員で情報収集、通報連絡、応急対策を実施し、緊急時モニタリング要員の活動、集合場所の開設等を行う。

E A L 3では、第3非常配備体制をとり、災害応急対策に従事することができると全職員を配備して組織の全力をあげて活動し、避難者の救出、集合場所での収容、一時滞

在場所の開設等を行う。

事故時の状況や気象要件に差があるため、具体的な被ばく線量を答える状況にはないが、被ばくを最小限にとどめるため、屋外業務する職員は、防護マスク・防護服を身につけ、ポケット線量計で被ばく線量を把握する。

2. 初期段階のO I L 4では、集合場所へ避難した住民等のスクリーニングを行い、基準値を超える際は迅速に除染をする。

O I L 2では、1週間程度の内に一時移転させるため、集合場所を開設し、避難者を救出し、一時滞在場所の北海道立総合体育センターへ職員を派遣し、開設準備等を行う。

O I L 1では、数時間内を目的地に区域を特定して避難等を行うため、一時滞在場所を開設し、自家用車又は集合場所より避難する住民等を受け入れ、体制が整った段階で受入施設へ誘導する。

1と同様の防護対策により、被ばくを最小限にとどめる体制をとる。

3. 防災業務関係者の被ばく量の低減を図るため、屋外業務では防護マスク・防護服の着用を徹底し、安定ヨウ素剤を服用する。

岩内西小学校で実施している放射線防護対策事業も効果的なため、より多くの避難施設で実施できるように取り進める。

なお、ポケット線量計で、被ばく線量を適正に把握し、従事者の被ばく管理に努める。

■再質問■

労働安全衛生法第22条「事業者は次の健康障害の防止のため必要な措置を講じなければならない」、第25条「放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧などによる健康障害」にある。また、労働安全衛生法第25条「事業者は労働災害発生の窮迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場

から退避させる等、必要な措置を講じなければならない」とある。

放射能による被曝によつての健康障害を避けるための労働管理はどのように考えているのか。職員は被曝が予想される業務命令は拒否できるのか。

人事院規則などに原子力防災業務に従事する職員の実効線量や等価線量などが示されており、これに基づき職員の安全管理を図りながら、労働安全衛生法の趣旨も踏まえ、防災業務に従事する。

■再々質問■

O I L 2の避難指示について、「一日を目的地に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限することにも、1週間程度内に一時移転を実施」とあるが、基準値 $20\mu\text{Sv/h}$ を超えてからであり、これは通常の500倍に匹敵する。今回の原子力防災計画の改定は被曝を軽減するのではなく、被曝を強

要するものと言わざるを得ない。住民はもとより職員を被曝させないためにも、被曝予測は不可欠です。予測がなければ少しでも安全な地域に避難をすることはできない。町長は被曝予測をどのように考えているのか。

■町 長■

放射能の拡散予測は、防災対策の上で活用できる部分は活用できるように、北海道を通じて国に対して申し述べていく。

防災業務に従事する職員の被ばくを、出来る限り少なくするよう努めることが大変重要だと考えている。

■質問■

上岡町長は平成27年岩内町議会第2回の定例会において、「町政を担うという強い意志をもって4期目へ立直し」と4選目への立候補表明をしている。上岡町長は12年前町長に立候補した際に、「町民への約束」として4点あげており、その中に「町長の多選は考えていません」とある。多選の弊害として、

- ① 独善的傾向が生まれ助言を聞かない等の独走化を招く。
- ② 人事の偏向化を招き、職員任用における歪みを招く。
- ③ マンネリ化等による職員の士気の沈滞化。
- ④ 議会との関係に緊張感を欠き議会とのチェックアンドバランスが保てない。
- ⑤ 長期にわたって政策が偏り、財源の効率的使用を阻害する。

⑥ 日常の行政執行が事実上の選挙運動的效果を持ち、それが積み重ねられる結果、公正な選挙が期待できなくなり、新人の立候補が事実上困難になると、言われている。上岡町長は12年前、町民に約束した「多選は考えてない」とはどのような内容なのか。私は4選は多選に入ると考えるが、上岡町長の多選に対する見解は。

■町長■

私は、平成15年10月の町長選挙で、4つの約束を掲げ、町民の支持により当選させていただいた。

この町民への約束は、1つ目は、町長報酬は減額する措置をとる。2つ目は、通勤には原則公用車は使用しない。3つ目は、町長の考えや行動について、町民から提言、苦言を定期的に言っても

らうシステムを作る。4つ目は、町長の多選は考えていないというものである。

4つ目の町長の多選は、当時の状況は6選を目指す現職に対し、私なりに多選による行政運営に対する様々な弊害を強く感じ得たこと、また、多くの有権者も同様の意見であったものと思っている。

こうしたことから、町民に「町長の多選は考えていない」との約束を掲げ、出馬を決意した。

従って、多選は、それぞれ個々の考え方に違いがあり、一概に年数のみにとらわれることなく、有権者が、町政の現状や課題などに対して、どう思い、どう考えるかによって、最終的には選挙という判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、引き続き町政を担いたいとの私

の思いに対し、多選との意見があることにも謙虚に耳を傾け、町民の期待に応えられるよう決意を新たにし、町長選挙に臨むものである。



議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

議 会 日 誌

- 8月 4日 建設産業委員会
5日 津別町議会総務委員会視察
6日 北海道原子力防災センター施設公開、岩内町戦没者追悼式
8日 第43回いわない怒濤まつり開祭式
10日 議会活性化委員会
22日 共和かかし祭開祭式
25日 原子力発電所問題特別委員会
26日 社会文教委員会
27日 後志町村議会議員研修会（寿都町）
28日 建設産業委員会
31日 総務委員会
- 9月 1日 議会運営委員会
4日 第3回定例会招集、決算特別委員会招集
5日 村田のりとし後志政経セミナー
7日 決算特別委員会
12日 第67回岩内町敬老会
14日 第3回定例会再開 17日まで
25日 議会活性化委員会
27日 岩内消防団秋季演習
- 10月 1日 共同募金街頭運動
10日 共和町合併60周年・町制施行45年記念式典
27日 新十津川町議会視察



編 集 後 記

「議会だより130号」をお届けいたします。
第3回定例会での一般質問を中心に編集しまし
た。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご
理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約して
お届けしています。議会の一部よりお伝えする
ことができませんので、町政を一層ご理解いた
だくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されてお
りますので、ご覧になりたい方は議会事務局へ
お問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、
代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひ
ご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等が
ありましたら、議会事務局までぜひお聞かせく
ださい。お待ちしております。

（議会運営委員会）